

覚書

この覚書は、大阪市における契約事務の統一性、公正性を確保するとともに、制度改善を強力に推しすすめるため、水道局における契約事務のうち、契約管財局に一元化する事務について必要な事項を定めることを目的とし、契約管財局長（以下「甲」という。）と水道局長（以下「乙」という。）との間でこの覚書を締結する。

（対象となる契約）

- 1 対象となる契約は、別表に掲げる契約とする。ただし、次に掲げる契約を除く。
 - (1) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号及び第4号の規定により随意契約により締結する契約
 - (2) 給水装置の緊急補修等及びガス設備の工事の請負契約
 - (3) 新聞、雑誌その他の定期刊行物及び書籍の買入契約
 - (4) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年大阪市条例第5号）第1号に規定する長期継続契約により借り入れた物品を引き続き借り入れる契約
 - (5) 複写機の借入契約
 - (6) 単価契約によるもの（別表第5号に該当するものを除く。）

（対象となる事務）

- 2 甲が取り扱う事務の範囲は、一般競争入札及び指名競争入札については、指名業者選定案の作成、資格審査委員会開催に関する事務、発注決議案の作成、業者への指名通知、入札事務、業者決定通知案の作成及び落札業者への決定通知とし、見積もり合わせを含む随意契約については、業者選定案の作成、業者決定通知案の作成及び業者への決定通知とする。

（手続き）

- 3 (1) 水道局事業について円滑に事務をすすめるため、必要に応じ、担当者間で事前協議を行うこととする。
(2) 乙が甲に入札事務等を依頼する場合には、法律により定められた見積期間（建設業法第20条）及び必要な内部事務手続期間を勘案のうえ、必要書類を甲に提出することとする。

（疑義の解釈）

- 4 この覚書に定めのない事項又は解釈について疑義あるときは、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

（施行）

- 5 この覚書は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

甲 契約管財局長 宮本 浩之

乙 水道局長 谷川 友彦

別表

(1) 予定価格が1件7,000,000円を超える工事の請負契約
(2) 予定価格が1件2,000,000円を超える不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約
(3) 予定価格が1件2,000,000円を超える印刷及び製本の請負契約
(4) 予定価格が1件2,000,000円を超える不動産以外の物件の買入契約
(5) 給油カードの提示により供給を受けることを約定する揮発油の買入契約（単価契約によるもの）
(6) 予定賃料総額（期間が1年を超えるものにあってはその年額）が1件1,400,000円を超える不動産以外の物件の借入契約
(7) 次に掲げる業務委託契約 ア 競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）により契約相手方を決定する契約（当該入札の入札者を相手方とする地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号に規定する随意契約を含む。）で、その性質上電子入札システムによる入札の執行が可能なもののうち、予定価格が1件2,000,000円を超えるもの イ 就職に向けた支援が必要な人の雇用・就業の促進等、本市の政策課題の解消に寄与することを目的とした総合評価一般競争入札により契約相手方を決定する契約で、年度ごとに甲乙協議して定めたもの